厚生労働省
千葉労働局

Press Release

千葉労働局発表
令和元年 11 月 5 日

【照会先】
千葉労働局雇用環境・均等室
室長　　吉　永　佳　代
雇用環境改善･均等推進監理官
工　藤　仁　美
電話 043-306-1860

報道関係者　各位

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議で『「しわ寄せ」の防止について』の提言を採択しました！

～11 月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です～

千葉労働局（局長　友藤智朗）は、11 月 1 日に令和元年度第２回「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」を開催し、『「しわ寄せ」の防止について（提言）』を全会一致で採択しました。

本年度から、新たに 11 月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」として全国で展開していますが、今回の提言を機会に千葉県内のすべての企業において、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど取引上の「しわ寄せ」の防止に向けて、広く発信してまいります。

＜会議の様子＞

（前列左から）
千葉信用金庫　宮澤理事長、(株)千葉銀行　佐久間取締役頭取
日本労働組合総連合会千葉県連合会　小谷会長、千葉県　森田知事、千葉労働局　友藤局長
（一社）千葉県経営者協会　小島会長、千葉県中小企業団体中央会　平会長
千葉県商工会連合会　和泉会長、
（後列左から）
（独）千葉産業保健総合支援センター　能川所長、千葉県税理士会　木下常務理事
千葉県市長会･千葉県町村会　鎗田事務局次長、千葉市　市原雇用推進課長
千葉県社会保険労務士会　森会長、(公財)千葉県産業振興センター　板倉理事長、千葉働き方改革推進支援センター　坪川センター長

※ しわ寄せ防止とは

大企業や親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小企業事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小企業者の働き方改革の妨げとならないよう防止すること。

【添付資料】

① 千葉における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について（提言）
② 事業主の皆様へ　長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！
③ 11 月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です

令和元年 11 月 1 日

千葉県における働き方改革の推進に向けた「しわ寄せ」の防止について（提言）

ちばの魅力ある職場づくり公労使会議

働き方改革関連法に基づき、罰則付きの時間外労働の上限規制や年５日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行されている。こうした中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要である。

「働き方改革の推進」と「取引適正化」は両立する課題であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止により、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現していく必要がある。

このため、ちばの魅力ある職場づくり公労使会議においては、千葉県内のすべての企業において、時間外労働の上限規制が順守できる環境を整えられるよう、長時間労働につながる取引慣行の見直しなど「しわ寄せ」を防止することを目的に、他社との取引において取り組むべき事項について以下のとおり提言する。

1. 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図る。

2. 発注内容の頻繁な変更をできるだけ抑制する。

3. 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図る。

千葉県	（一社）千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会
千葉県市長会	（一社）千葉県商工会議所連合会	（公財）千葉県産業振興センター
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	（独）千葉産業保健総合支援センター
関東経済産業局	日本労働組合総連合会千葉県連合会	千葉働き方改革推進支援センター
千葉労働局	（株）千葉銀行	
	千葉信用金庫	

事業主の皆様へ

長時間労働につながる取引慣行を見直しましょう！！

ダメ！短納期発注！！

労働時間等設定改善法が改正され、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

事業主の皆様は、他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、企業内に周知・徹底を図りましょう。

① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

厚生労働省・都道府県労働局

「労働時間等設定改善法」とは、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮できるようにしようとする法律です。

また、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」とは、労働時間等設定改善法第４条第１項の規定に基づく指針（告示）であり、事業主等が労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

それぞれ次のとおり規定されており、施行日は2019年４月１日です。

労働時間等設定改善法（平成４年法律第90号）（抄）
（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

（事業主等の責務）
第２条　事業主は、その雇用する労働者の労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
２　事業主は、労働時間等の設定に当たっては、その雇用する労働者のうち、その心身の状況及びその労働時間等に関する実情に照らして、健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対して、休暇の付与その他の必要な措置を講ずるように努めるほか、その雇用する労働者のうち、その子の養育又は家族の介護を行う労働者、単身赴任者（転任に伴い生計を一にする配偶者との別居を常況とする労働者その他これに類する労働者をいう。）、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者その他の特に配慮を必要とする労働者について、その事情を考慮してこれを行う等その改善に努めなければならない。
３　（略）
４　事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）（平成20年厚生労働省告示第108号）（抄）
（下線部分が今般の改正で加わったところです。）

２　事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置
（1）～（3）（略）
（4）事業主が他の事業主との取引上配慮すべき事項
個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講じても、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。
イ　週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
ロ　発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
ハ　発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

また、厚生労働省では、事業場の労働基準関係法令違反の背景に、極端な短納期発注等に起因する下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等の違反が疑われる事案については、公正取引委員会や中小企業庁に通報する制度の強化を図っていくことにしています。

長時間労働につながる取引慣行の見直しについては、

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）まで

（2019年1月）

11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です。

**大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。**

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう!**

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

中小企業庁　公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

（しわ寄せ防止特設サイト）

STOP! しわ寄せ

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」が改正され（平成31年4月1日施行）、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。

② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。

③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。

●親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…
- ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ●納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

●親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。

●発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないよう十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!